

地域福祉部会の実施について

1 地域福祉部会の役割

芦屋市地域福祉計画の推進及び評価等

(芦屋市社会福祉審議会規則第4条第1項)

2 地域福祉部会の構成

芦屋市社会福祉審議会委員が任期満了となるため、地域福祉部会の委員を新たに選任する必要があります。

なお、部会の構成委員は社会福祉審議会の会長が指名し、そのうち部会長及び副部会長を設けることとされています。

(芦屋市社会福祉審議会規則第4条第2項、3項)

【構成案】

所 属	氏 名
芦屋市医師会	澤 田 喜 博
日本福祉大学大学院	平 野 隆 之
特定非営利活動法人介護支援の会松原ファミリー	佐 瀬 美 恵 子
市民	渡 邊 史 恵
芦屋市社会福祉協議会	加 納 多 恵 子
芦屋市民生児童委員協議会	岡 本 直 子
芦屋市老人クラブ連合会	浦 野 京 子
西山手高齢者生活支援センター	鈴 木 珠 子
芦屋家族会	森 愛 子
認知症の人をささえる家族の会あじさいの会	辻 原 永 子
芦屋市自治会連合会	納 谷 周 吾
芦屋市権利擁護支援センター	谷 仁
芦屋市商工会	桑 田 敬 司
特定非営利活動法人あしやNPOセンター	橋 野 浩 美
地域福祉アクションプログラム推進協議会	山 内 祥 弘
兵庫県西宮こども家庭センター	上 月 浩
芦屋市福祉部長	中 山 裕 雅
合 計	17名

3 今後の開催予定について

第1回社会福祉審議会地域福祉部会

日時：11月21日（月）13時30分～15時30分

場所：芦屋市役所 東館3階 小会議室4・5

議事：第3次地域福祉計画の総括について

重層的支援体制整備事業について

第4次地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業の進行管理について